

県南広域振興局長告示第 220 号

鳥獣保護区の区域の変更（平成 14 年岩手県告示第 870 号）で告示した石渕ダム鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成 19 年 10 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

変更後の石渕ダム鳥獣保護区の区域の表示 奥州市地内の国道 397 号と市道野々迎市野々線との交点を起点とし、起点から国道 397 号を西に進み民有林 11 林班 53 小班と民有林 11 林班 52 小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林 11 林班 53、54、55、56、58、59、61、62、63、64、65、67 及び 68 小班と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林 11 林班 15-1 及び 15-2 小班と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国道 397 号との交点に至り、同点から同国道を西に進み民有林 11 林班 2-1 及び 2-2 小班と国有林岩手南部森林管理署 52 林班及び農地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署 52 林班た、よ、わ及びる小班と国有林岩手南部森林管理署 52 林班か、ぬ及びい小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み奥州市胆沢区と奥州市衣川区の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに南に進み国有林岩手南部森林管理署 54 林班と国有林岩手南部森林管理署 55 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手南部森林管理署 55 林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 56 林班と国有林岩手南部森林管理署 61 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 57 林班と国有林岩手南部森林管理署 61 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署 57 林班と国有林岩手南部森林管理署 62 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署 63 林班と国有林岩手南部森林管理署 62 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み前川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北に進み国有林岩手南部森林管理署 81 林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み市道尿前槻木平線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道追分東下嵐江線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国有林岩手南部森林管理署 117 林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み国道 397 号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み胆沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北東に進みサケイシ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を北東に進み国有林岩手南部森林管理署 131 林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国有林岩手南部森林管理署 131 林班と国有林岩手南部森林管理署 132 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林岩手南部森林管理署 132 林班へ 1、へ 2、ろ 2、ろ 1、い及びよ 1 小班と国有林岩手南部森林管理署 132 林班そ、ち、た 2 及びた 1 小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林岩手南部森林管理署 132 林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み立内沢右岸との交点に至り、同点から同沢右岸を南に進み胆沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南東に進み市道市野々迎市野々線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域